

令和 7 年 5 月 30 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

5 月 3 0 日（ 2 日 目 ）

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （ 1 2 名 ）

1 番 森 宏 子

2 番 山 本 優 作

3 番 鈴 木 浩 二

4 番 片 山 陽 市

5 番 小 嶋 完 作

6 番 内 田 保

7 番 石 垣 菊 蔵

8 番 服 部 光 男

9 番 藤 井 満 久

10 番 吉 原 一 治

11 番 榎 戸 陵 友

12 番 石 黒 充 明

欠席議員 （ な し ）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

副 町 長 高 田 順 平

総 務 部 長 山 本 剛 資

総 務 課 長 鈴 木 和 芳

防 災 交 通 課 長 山 下 哲 矢

税 務 課 長 相 川 和 英

企 画 財 政 課 長 坂 本 圭 志

建 設 経 済 部 長 田 中 直 之

まちなみ環境課長 田 中 達 也

産 業 振 興 課 長 奥 川 広 康

厚 生 部 長 坂 口 増 和

ふ く し 課 長 宮 地 利 式

健康こども課長 伊 藤 尊 人

教 育 課 長 高 橋 篤

教 育 部 長 鈴 木 淳 二

教 育 課 長 富 田 和 彦

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 坂 本 有 二

書 記 松 本 満 砂

書 記 谷 川 和 亮

〔 開議 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際しマスクを外し発言してください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

9番、藤井満久議員。

○9番（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1．島民割引券補助事業、離島高校生修学支援事業費補助金について質問させていただきます。

昭和28年に制定された離島振興法に基づき、愛知県においては、昭和32年に本町の日間賀島及び篠島が西尾市の佐久島を含め、愛知三島として離島振興対策実施地域に指定されました。それ以降、本町においては、国や県と共に、離島振興法に基づき、産業、生活基盤等の整備の充実、地域の自立的発展、島民の生活の安定と福祉の向上、良質な水産物の安定的な供給と豊かな自然環境、生態系の保全等に取り組んでいただいております。

そういった中、私は、平成29年の6月議会で、離島振興対策の一部であります交通の確保に関し一般質問させていただきました。そのときの最後の答弁では、町長より、島の高校生の通学への思いとして、最低レベルとして離島の生徒と半島の生徒で高校に通う交通費の差があってはならないとの御答弁をいただき、離島への御理解をいただいていると確認したことを覚えております。

その後、令和元年度に消費税増税に伴い名鉄海上観光船が運賃を値上げしたことを受け、助成金額を値上げ金額と同等額増額していただき、大人は370円から380円に、子どもは190円から200円にさせていただきました。また、令和5年度には、助成券の枚数を大人は16枚から20枚、子どもは14枚から18枚へ増額をしていただいております。なお、高校生に対しての通学定期補助は、平成29年度までは1月当たり8,300円であったところを、平成30年度からは1万2,000円に増額していただき、離島振興対策を着実に実施していただいていると考えております。

しかしながら、大人20枚、子ども18枚の助成券の配付と離島高校生修学支援事業補助金1万2,000円で、離島対策のそもそもの目的が達成できているのか疑問があるところであります。そのため、本町が考える離島交通対策及び町長の思いと整合性が図られているか確認のため、以下6点を質問させていただきます。

(1) 離島対策の目的はどのようなものか。

(2) 現在の助成券の配付枚数と金額はどのように設定されているのか。

(3) 現在の助成券の配付枚数と金額で離島交通対策の目的は達成されていると考えているのか。

(4) 離島高校生修学支援事業費補助金はどのように設定されているのか。

(5) 離島高校生修学支援事業費補助金は、平成30年度より1万2,000円に増額していただいてから現在まで据え置かれています。町長が平成29年6月議会で御答弁いただいた最低レベルとして半島側の生徒との交通費の差の解消に向けた取組を現在どのように考えているか。

(6) 両島は半島側に比べて燃料費をはじめ全てのものに物価高による影響が大きい。最近の物価高における離島交通対策の拡充は何か考えているのか。

壇上での一般質問は以上で終わります。再質問については、自席にて行いますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

では、御質問 1－1 から 1－3、1－6 は私総務部長から、1－4、1－5 は教育部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問 1－1 につきまして答弁をさせていただきます。

離島交通対策の目的としましては、島民の皆様が医療、介護、買物、通勤・通学など日常生活を安心して営むために必要な環境を維持することにあります。これにより島民の皆様の負担を軽減し、住み続けやすい生活環境の確保を目指しております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問 1－2 につきまして答弁をさせていただきます。

当該事業は、南知多町大字篠島及び日間賀島住民に対する航路運賃助成要綱に基づき、昭和44年4月1日から実施されております。その後、消費税増税や物価上昇、名鉄海上観光船の運賃値上げ、さらには島民の皆様からの要望を踏まえ、助成拡充を繰り返してきました。現在の助成券の配付枚数及び金額は、こうした経緯を経て現行の形に至っております。以上です。

（9 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

藤井議員。

○9 番（藤井満久君）

現状の設定配付枚数と金額についての経緯は理解していますが、質問 1 で答弁していただいたとおり、島民の皆様の負担軽減と住み続けやすい生活環境の確保を目指し、今後も金額と枚数を増やしていただくようお願いしておきます。

次へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問 1－3 につきまして答弁をさせていただきます。

令和 6 年度の助成券利用率は、子どもが75.8%、大人は93.1%と高い水準を示してお

り、島民の皆様にも有効に活用されていると考えております。しかしながら、公共交通に関するタウンミーティング等での意見収集を通じて、枚数を増やしてほしいとの声も多く聞かれております。今後も愛知県との連携を図りながら、利用状況の分析や住民意見の反映を踏まえ、助成拡充の検討を進めてまいります。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

藤井議員。

○ 9 番（藤井満久君）

ただいま愛知県との連携を図り、助成拡充の検討を進めていただけるとの答弁でしたが、できることなら、今後のスケジュールも検討していただくこともお願いしておきます。

4 と 5 については関連性がありますので、一緒に答えた後に再質問させていただきます。お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－4 につきまして答弁させていただきます。

離島高校生修学支援事業費補助金の額につきましては、離島と半島側の交通費の格差を埋めるために、篠島、日間賀島、両島から師崎港までの名鉄海上観光船の定期代相当額、月額 1 万 2,000 円の 12 か月分、年額 14 万 4,000 円を上限とする補助としております。

なお、両島からの実際の通学には、ほとんどの生徒が両島から河和港までの定期船、河和航路を利用しておりますが、師崎や豊浜などからバスで河和駅まで通っている生徒との均衡を考慮し、師崎港までの定期代相当額としております。

続きまして、御質問 1－5 につきまして答弁させていただきます。

先ほどの答弁にもありますように、離島高校生修学支援事業費補助金は、両島からの実際の通学にはほとんどの生徒が河和港までの定期船、河和航路を利用しておりますが、師崎や豊浜などからバスで河和駅まで通っている生徒との均衡を考慮し、師崎港までの定期代相当額としております。しかしながら、令和 5 年 10 月より児童・生徒の海っ子バス料金を無料としたことにより、新たに半島側の生徒との交通費の差が生じておりますので、解消に向けた取組を早急に検討してまいりたいと考えております。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

藤井議員。

○ 9 番（藤井満久君）

現在、篠島、日間賀島の高校生の河和までの定期代金は幾らですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

高校生の河和港までの定期代金は、1 か月定期で2 万5,410円です。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

藤井議員。

○ 9 番（藤井満久君）

現在、海っ子バスが無料になっていることを考慮した上で、離島の高校生の定期代金の負担額をできるだけ軽減していただくことと、早急に実施していただくことをここで重ねてお願いしておきます。

6 番へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問1－6につきまして答弁をさせていただきます。

令和7年度におきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、救急搬送に御協力いただいている海上タクシー事業者に対し、燃油価格高騰対策支援金を支給いたしました。今後も物価高騰対策として、国の補助金や交付金の活用を視野に入れ、島民の皆様が引き続き安心して生活できる環境整備に努めてまいります。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

藤井議員。

○ 9 番（藤井満久君）

緊急搬送に御協力いただいている海上タクシー事業者に対し、燃油価格高騰対策支援金を支給していただき大変ありがたく感謝しております。今後も海上タクシー事業者に必要な支援をしていただくことをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で藤井満久議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は 9 時 55 分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 9 時 4 6 分 〕

〔 再開 9 時 5 5 分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、7 番、石垣菊蔵議員。

○ 7 番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項 1. 南知多町における山火事対策について質問をいたします。

また、山林火災が発生、そんなニュースが連日のように各報道機関から発信され、テレビ画面から山火事延焼のショッキングな状況が連日報道されたことで、山火事の脅威が改めて国民に認識されました。日本の気候は四季がはっきりしており、もともと湿潤気候であることもあって、夏の高温多湿、冬は比較的湿度が高く、火災の原因となる乾燥状態が長期間続くことが少ないことから、山林火災が毎年発生しているオーストラリアなどの海外諸国と比較しても、山火事の発生がしにくいとされてきました。

しかし、近年になって世界規模で頻発している山火事の原因の一つと言われているものが地球温暖化によるもので、局地的に雨が降らなくなったことに加え、気温の上昇により土壌に含まれている水分が蒸発することで一気に乾燥が進み、たき火の始末などの原因により火災が発生したときには、強風などの気象条件がさらに加わることで、山火事の被害がより大きくなります。

振り返ってみますと、今年に入って確認ができただけでも、岩手県大船渡市、陸前高田市、山梨県大月市、笛吹市、甲府市、長野県上田市、神奈川県秦野市、静岡県伊豆市、

岡山県岡山市、愛媛県今治市、宮城県宮城市で山火事が発生しています。過去に私が住んでいる豊浜地区内においても小佐区内で山林火災が、貝がら公園でも山頂の売店から火災が発生した記憶があります。

一度山火事が発生すると、水利の確保やホース延長など消火活動には多大な人力が必要となります。林野庁のホームページでは、山火事の直接的な原因を分析しており、原因が明らかになっているもので最も多いのがたき火で32.5%、次いで火入れが19%、放火（疑いを含む）7.6%、たばこの順となっています。

また、同ホームページには、山火事予防についてこのような記載があります。一人一人が山林の大切さを認識し、防火意識を高めることが最も大切です。山火事の原因の多くが人のちょっとした火の取扱いの不注意で発生していることから、①枯れ草等のある火災が起こりやすい場所ではたき火をしないこと、②たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消化すること、③強風時及び乾燥時にはたき火、火入れをしないこと、④火入れを行う際、許可を必ず受けること、⑤たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに投げ捨てないこと、⑥火遊びはしないことの6項目は山火事予防につながると啓発をしています。

今回の一般質問では、山火事対策についての町民への周知と防火意識の向上を含めて、南知多町における山火事対策について質問をいたします。

(1)岩手県大船渡市の山火事の出火原因については、その後の調査でごみ焼き、いわゆる野焼きによるものであると判明しています。野焼きとはどのような行為を指すのか、住民の皆さんに分かりやすく説明してください。

(2)ごみ、いわゆる廃棄物の焼却処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定において「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、原則野焼きは禁止されていますが、南知多町では、ごみの焼却、野焼きが禁止されていることはどのように住民の皆さんに周知していますか。

(3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定には、原則禁止されている行為以外に例外規定が設けられています。どのような行為が例外として認められているのか、住民の皆さんに分かりやすく説明をしてください。

(4)条文の解釈が一般的ではなく、容易ではありませんのでお聞きいたします。焼却禁止の例外となる廃棄物の処理について、廃棄物処理法施行令第14条の第3号に規定す

る「風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」とは具体的にどのような行為を指すのか、住民の皆さんに分かりやすく説明をしてください。

(5) この条文の解釈は一般的ではなく、容易ではありませんのでお聞きいたします。焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却について、廃棄物処理法施行令第14条第4号に規定する「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」とは、具体的にどのような行為を指すのか、住民の皆様に分かりやすく説明をお願いします。

(6) この条文の解釈は一般的でなく容易ではありませんのでお聞きいたします。焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却について、廃棄物処理法施行令第14条第5号に規定する「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」とは具体的にどのような行為を指すものか、住民の皆様に分かりやすく説明をお願いします。

(7) 森林法第21条には火入れに関する規定があります。その条文には、「森林又は森林に接近している政令で定める範囲にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならない」とあります。火入れとは、ふだん使うことのないなじみのない言葉でもあるが、どのような目的を持って実施されているものなのか、また南知多町内にて火入れができる範囲としてどの範囲が定められているのか、住民に分かりやすく説明をしてください。

(8) 火入れの実施に際しては、大量の煙が発生する可能性があることから、火災と間違われないように、知多南部消防組合への届出や周辺住民などへの周知が必要だと考えます。火入れの実施に際しての周知はどのような方法によって行われているのか、また火入れの実施に際しては、どのような事項や注意点を実施者に対し遵守させているのか。

(9) 火入れによる悪臭苦情等が発生した場合、住民はどこに連絡すれば対処してもらえるのか。

(10) 地域から山火事や火災が発生させないという防火意識の観点から、今回の大船渡市の山火事のニュースを見て、町は住民がどのような意識を持つ必要があると考えているか。

(11) 山火事が発生すると、消防団員、消防署の皆さんが消火活動に当たりますが、近年は消防団員が減少しており、山火事等の有事に備えるためにも消防団OBの登用も検

討する時期に来ていると考えるが、町の考えはどうか。

最後の(12)住民の生命、財産を脅かす山林火災への備えという観点からも、住民に対し山火事予防の啓発を図ることを目的として、例年空気が乾燥し強風の吹く2月から5月頃に広報紙などにより山火事予防意識の啓発をすることはできないか。

以上で壇上での一般質問を終わります。再質問がある場合は、自席にて行いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

御質問1－1から1－9は、私、建設経済部長から、1－10から1－12は総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

野焼きとは、法令などで定められた基準を満たす焼却炉を使用することなく、野外で廃棄物などを焼却する行為をいいます。具体的には、家庭や事業所から排出されたごみや草木などを直接地面で焼却する行為だけでなく、素掘りの穴での焼却や庭や空き地に置いたドラム缶での焼却、またコンクリートブロックやれんがで囲んだ焼却炉を使用して野外で焼却することが野焼きに該当する行為となります。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

確認です。

野焼き苦情については、住民等から知多南部消防組合や役場に通報があるかと思えます。直近の令和6年度実績では何件の野焼き苦情の通報がありましたか、また対応した実績があるか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

令和6年度中の野焼き苦情の通報を受け対応した件数につきましては、役場まちなみ環境課及び知多南部消防組合を合わせまして17件でございました。その内訳は、役場が

7 件、知多南部消防組合が10件でございます。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。通報があった野焼き以外にも、実際に野焼きを行っている可能性もありますので、職員によるパトロール等で野焼きを発見した際には、適切な対応を今後ともよろしく願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－2 につきまして答弁させていただきます。

野焼きの禁止に関する情報につきましては、毎年 4 月に広報「みなみちた」に掲載し、町民の皆さんに周知を図っております。山火事は、空気が乾燥し、風が強い季節、特に冬から春にかけて発生しやすく、被害も大規模になりやすい傾向にあります。今後は年間を通して町公式ホームページや町公式 L I N E においても、野焼きが原則禁止されている旨を分かりやすく町民の皆さんに周知してまいります。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

この後の質問で出てきますが、野焼きについては、まだまだ法令等の解釈を誤解して認識されている住民の方も多くお見えになるかと思います。何人も、一部の例外を除いて、廃棄物の焼却は禁止されていることを分かりやすい言葉を用いて、住民の皆さんに広報紙などで周知をよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－3 につきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で規定する焼却の禁止については、同法施行令第14条第1項から第5項に例外規定が定められています。この例外規定により、国、または地方公共団体が河川や港湾などの公共施設を適切に管理するために必要な廃棄物の焼却、また震災や風水害、火災、霜による農作物の被害、その他の災害の予防、応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却が認められています。これにより、緊急時や災害時などには迅速かつ適切な対応が可能となります。

さらには、風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却が認められています。これらは、地域の伝統文化や経済活動を尊重し、維持しながら環境への配慮を行うことが必要です。

また、日常生活においても、たき火、その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なものについて焼却が認められています。これは、住民の日常生活において一定の柔軟性が持たされていますが、このような軽微の焼却行為であっても、周辺環境への影響に十分配慮し、適切に行うことが必要です。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

調べてみたところ、東日本大震災の復興・復旧において、仮設焼却炉でごみの焼却をしたことは確認できましたが、焼却禁止の例外規定による屋外焼却をしたという事例が見つかりませんでした。震災からの復旧であっても、屋外焼却の生活環境に与える影響を加味すると実施できなかったのではと思っております。地方公共団体には、応急対応策による廃棄物の焼却は認められています。南知多町においても適切な運用をお願いいたします。

次、答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－4 につきまして答弁させていただきます。

風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却につきましては、具体的な事例として、地域の伝統行事であります左義長やどんど焼き、また神社や寺院で宗教行事として行われるおたき上げ供養などが上げられます。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

これも確認です。

左義長やどんど焼きのような地域の伝統行事については、毎年各地域で催されていると思いますが、このような地域行事の開催において、悪臭苦情等による指導等を行った事例はありますか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

現在のところ、左義長などの伝統行事における焼却行為によって悪臭苦情等を受けたことはありません。しかしながら、愛知県神社庁のホームページには、しめ縄等の焼納、どんど焼きについて、可燃物、プラスチック類、金属などに分けてたき上げを神社に依頼するよう注意喚起がされておりまして、現在の環境問題、近隣問題によって年々焼納行事の催行が困難になっている事例が紹介されておりまして。

今後は、本町におきましても、左義長などの伝統行事などがこれからも続けられるように、また伝統行事の開催に際しまして、障害とならないよう適切な焼却とはどのようなものなのかを広く住民の皆さんに対して周知してまいります。以上でございます。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

南知多町では、住民の生活スタイルの変化や少子高齢化により伝統行事を続けていくということも別の難しさもありますが、悪臭苦情等で伝統行事ができなくなるような事態を避けるためにも、伝統行事は例外として認められている焼却行為であることなどについての周知、よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問１－５につきまして答弁させていただきます。

農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却につきましては、具体的な事例として、農業者が農地管理、または害虫駆除のために行う稲わらやもみ殻などの農作物残渣の焼却や、あぜ道や用水路などの刈草の焼却、林業者が行う伐採した下枝の焼却、漁業者による漁網に付着した海藻などの焼却が上げられます。

なお、農業で不要となったビニールシートや漁業で不要となった漁網などの焼却は、例外として法律で規定されておられませんので、必ず分別をし、専門の処理業者に依頼するなど適切な処理をお願いします。

（７番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○７番（石垣菊蔵君）

分かりました。

ここで確認をいたしますが、焼却禁止の例外規定の場合について、適正な焼却をしていれば、行政処分の適用は受けることはないという判断でよろしいでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却につきましても、その焼却行為によりまして健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が生じていた場合などに

つきましては、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことが可能である旨の通知が環境省から出されておりますので、たとえ焼却禁止の例外とされる焼却であっても、風向き等には特に注意をしていただき、部長からの答弁にもありましたように、周辺環境の影響に十分配慮して実施していただきたいと考えております。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

農業、漁業を営む上でやむを得ない焼却というものがどのようなものなのか再確認ができました。

しかしながら、焼却禁止の例外規定の場合の焼却であっても、措置命令等の行政処分などを科される可能性があることは、まだまだ住民の皆さんが認識されていないと思いますので、この部分についての周知もよろしくお願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－6 につきまして答弁させていただきます。

たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとしましては、具体的な事例として、落ち葉など枯れ草のたき火、バーベキューやキャンプファイアを行う際の木くずの焼却などが上げられます。

なお、例外規定に該当するたき火であっても、ビニール類、プラスチック類などの家庭ごみを混ぜて燃やす行為は禁止されています。

また、軽微な焼却であっても、悪臭や煙の発生により近隣住民の日常生活に悪影響を及ぼす場合や、頻繁に焼却を行うことで周囲の住宅環境に影響が出ている場合は、行政指導の対象となりますので注意が必要です。

特に道路が濃い煙に覆われ、交通事故などの危険性が高まるような状況では、焼却を中止していただく必要があります。このような事態を避けるためにも、できるだけ野外での焼却は控えていただきたいと考えております。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

今回の質問によって、例外となる焼却物の焼却であっても、どのような焼却はよくて、どのような焼却が悪いのかの認識が深まりました。住民によっては多少の認識のずれがあるかと思いますので、周知をよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－7 につきまして答弁させていただきます。

火入れの目的は森林法第21条第2項に規定されており、主に造林のための準備や開墾準備、害虫駆除、焼き畑などが上げられます。また、山火事の防止を図るため、森林、または森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地での火入れには、森林法第21条第1項及び南知多町火入れに関する条例の規定により町長の許可が必要で、南知多町のほぼ全域がその対象範囲となります。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。大規模な火入れは山林火災、山火事につながる恐れがありますので、許可に際しては適切な措置を講じるよう指導の徹底をよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－8 につきまして答弁させていただきます。

圃場整備された農地のあぜ道やのり面の焼却を行う団体の多くは、土地改良の工区や

生産組合であります。知多南部消防組合によりますと、焼却を行う際には、風向きや風の強さに注意し、燃やす量や時間帯により悪臭や煙が近隣に影響しないよう配慮することや消火の準備、緊急時の連絡体制の整備などについてお願いしているとのことであります。また、地区においては、延焼防止のため、地元消防団への協力要請や焼却の場所や日時などを回覧板で告知するなど、自主的に行っております。

なお、昭和60年4月1日付で南知多町火入れに関する条例が施行されて以降、書類などで確認できる限りでは、これまでに町に対して当該条例の規定に基づく許可申請はございません。

林野庁の通達における火入れの解釈では、あぜ道やのり面の焼却が火入れに該当するか否かについて、面的な焼却であるかどうかを地形の状況などにより判断すべきであるとされております。農地のあぜ道やのり面を含め、水田で稲わらや雑草などを面的な広がりをもって焼却するなど火入れに該当すると思われる場合は、事前に役場産業振興課へ相談をお願いします。

町としましては、知多南部消防組合と連携を図るとともに、火入れに該当する焼却行為につきましては、延焼防止の観点から、農業委員会をはじめ、様々な機会を通じて森林法や南知多町火入れに関する条例の周知をしてまいります。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

よろしく願いをいたします。

野焼きの例外規定と火入れ条例の規定のどちらに該当するかを住民の皆さんが判断するには迷う部分もあるかと思いますので、相談対応等、よろしく願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－9 につきまして答弁させていただきます。

火入れによる悪臭や煙などの苦情につきましては、野焼きの場合の苦情と同様に、役場まちなみ環境課まで御連絡をお願いいたします。

なお、苦情の連絡を受けた場合には、必要に応じて知多南部消防組合や役場関係部署と連携して現地確認を行い、周辺環境に悪影響を及ぼしているときには、行政指導、または速やかに火入りを中止していただくなどの措置を講じる場合があります。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

1 つ確認をさせてください。

過去においてぼた焼きを実施した際の悪臭苦情等を受けたことはありますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

確認できる範囲で調査をいたしました。過去においてもぼた焼きによる苦情は確認できませんでした。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

農業の振興という観点からも、ぼた焼きの実施は必要不可欠なものだと町民の皆様にも認識をしていただいている結果だと思っております。

次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問 1－10 につきまして答弁をさせていただきます。

山火事のほとんどは人の不注意が原因で発生しております。このことは、住民の一人一人が火の取扱いに対して注意することにより、火災の発生を防げることを意味しております。このことから、住民は火災の危険性を十分に理解し、火災に至らぬよう細心の注意を払う防火意識を持つことが必要であると考えております。以上です。

御質問 1－11につきまして答弁をさせていただきます。

令和 7 年 3 月議会において、消防団条例の一部改正を実施し、定員を346名から335名に削減を実施しましたが、分団・地区を超えての応援体制の強化を図っております。また、大規模発生時に備えた消防団配備体制につきましては、消防団OBの登用を含めて、その必要性について今後検討してまいります。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

検討のほう、よろしく願いをいたします。

分団や地区を超えての応援体制の強化については、想定しがたい火災や災害が万が一発生した場合などは大変心強い制度となりますので、ぜひ推進をしていただきたい制度であると考えております。また、消防団員の再登用についても一考の余地があるかと思っておりますので、各分団の状況もあるかと思いますが、検討いただけると住民の皆さんもとても心強いかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

御質問 1－12につきまして答弁をさせていただきます。

消防庁では、毎年 3 月 1 日から 7 日に春季全国火災予防運動を、また林野庁も同期間に全国山火事予防運動を行い、火災予防の啓発に努めております。本町においては、山火事に特化したものではありませんが、消防団による防火パレードやポスター及び啓発旗の掲出を実施しています。また、町広報紙には火災予防運動を周知する記事を掲載しております。

今後は、広報紙の内容につきまして、全国山火事予防運動及び山火事予防の啓発記事についても掲載を検討してまいります。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。よろしくお願いをいたします。

広報紙などを通じた住民の皆さんへの防火意識の啓発、周知については、これからも適切な時期に実施をお願いいたします。

今回の一般質問では、他県で起こった山火事ではありますが、野焼きなどが原因となり住宅など多くの財産が失われたことから、南知多町では山火事対策がどのように行われ、野焼きという行為に対して役場がどのような対応をしているのかに焦点を当ててみました。

私も職員在職中、防災担当として、春先に2件の枯れ草火災に遭遇しており、いずれも1人での作業で枯れ草を燃やし、延焼し、通報となったものです。いま一つ課題として、国営パイロット内の位置確認ができず、地元消防団も消防署も迅速に現着できなかったこともあり、注意喚起を込め質問をしたものです。

また、南知多町内でも、身近な住民生活の中の一部として、何げなくやっていた野焼きが実は法律に違反している行為であったり、この冬に大きな山火事を起こした他県の市町では、火の後始末を怠ったばかりに失火させ、他人の財産に損害を与える結果になったことから、法律により例外として認められている廃棄物の処理はどのようなものがあるのか、改めて確認と住民の皆さんにも認識をしていただくために一般質問をさせていただきました。

今年の冬は、山火事が全国の多くの市町で連続で発生したことから、気候変動に伴い、野焼きという行為の危険性が改めてクローズアップされたもので、住民の皆さんに対し、野焼きが原則禁止されていることなど、改めて周知いただくことを町にお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時28分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで、7番、石垣菊蔵議員より発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

7番、石垣菊蔵議員。

○7番（石垣菊蔵君）

先ほどの通告書の朗読に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

通告書の今年に入って山火事が発生した地域、宮城県宮城市と申し上げましたが、正しくは宮崎県宮崎市でありますので訂正をいたします。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

5つの項目について質問をいたします。

質問事項1、学校の特別教室、体育館にエアコンをという点で質問します。

暑い夏は熱中症が心配であります。学校教育活動で安心・安全の教育条件を確保するには、どうしてもエアコンが必要です。知多地方では多くの市町で小・中学校の体育館等のエアコン設置が計画し進められております。過去にも質問いたしましたが、町の現在の方針と今後の対策を再度問います。

(1)町内の子どもたちが学習する学校体育館には、一つもエアコンが設置されていません。体育館は災害時の避難所として位置づけられています。町は現在導入計画をどのように考えていますか。

(2)大規模災害時でも消費電力を抑えて稼働できるガスを利用したGHPタイプのエアコン設置が存在します。町はどのような認識を持っていますか。

(3)南知多中学校の特別教室に今年エアコンが設置される計画であります。ほかの小・中学校の特別教室への設置は、今後どのような計画で進めていくもののでしょうか。

質問事項2、給食費完全無償化を目指して。

義務教育は無償。学校給食の無償化の動きが国会で進んでおります。石破首相は、給食の無償化につきましては、まず小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、2026年度にまず小学校から開始すると国会で回答しました。中学校もできるだけ早い時期に開始したい考えを示しました。給食費無償化は明確に国の施策となりました。今後の町の給食費無償化の施策を問います。

(1)本年度は。保育、小・中学校の6か月の無償化が実現しております。10月以降の残り6か月も無償化継続をしてほしいとの保護者の声も強いものがあります。約15億円の基金などを活用すれば可能と思いますが、町としての実現の考えはどうでしょうか。

(2)保育の給食費は、同時入所第2子からの副食費無償化が現在の町の施策であります。子育てを応援するために、東浦町のように完全無償化を目指して、当面は同時保育という制限をなくし、第2子からの無償化の実現をすることができないでしょうか。

質問事項3、就学援助制度のさらなる充実を目指して。

少子化の時代にあって生まれてくる子どもは、全ての住民にとって宝であります。どのような家庭に生まれてくる子どもであっても、成人するまで健やかな育ちが保障されることが自治体の未来にとって重要であります。町の就学援助制度を充実させ、就学援助費事務取扱要綱の改正に向けて質問をいたします。

(1)物価高の中、就学援助認定対象基準の倍率を生活保護基準の1.3倍以下から少しでも上げることが必要であります。1.35倍以下にできないでしょうか。

(2)国の基準では、2010年度、平成22年からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費は援助対象となっております。町としては、まず生徒会費、PTA会費を支給対象にし、要綱改正をすべきではありませんでしょうか。また、最近援助対象となった特に高額なアルバム等の卒業記念品も町の支給対象とし、要綱の改正をすべきではないでしょうか。

(3)就学援助が受けやすいように、大府市のホームページを参考にされ、分かりやすく具体的な支援対象を表示した内容に町のホームページを更新し、年度途中でも可能であることを周知すべきではありませんか。

質問事項4、高齢者の安心できる生活を支えるためにということで質問します。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因にもなります。また、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されております。2021年度、令和3年の回答では、他市町の動向を注視するとしておりました。高齢化率41%の町として、その対策である補聴器補助について再度問います。

(1)加齢性難聴者への補聴器購入助成が、東海市、大府市、知多市、武豊町、東浦町で進んでおります。町として、難聴者への会話コミュニケーション促進のため、補聴器補助制度の創設が必要ではありませんか。

(2)独り暮らしの高齢者が生きにくい南知多町になっていないか心配であります。国

は、訪問介護の報酬削減を実施したために、ヘルパー不足やサービスの質にも影響を及ぼす可能性があると思います。町として、町内事業者へのヘルパー不足をどのように認識し、サポートをしていますでしょうか。

質問事項 5、納めやすい国民健康保険税にするためにということで質問いたします。

町の国民健康保険税は、県内トップクラスに高い、最近では 1 位でした。今下がっておりますが、引き下げるためには、1. 国庫負担金の増額、2. 県の独自補助の拡充、3. 町の一般会計からの法定外繰入れの拡大、基金剰余金の活用など、様々な納めやすい税の工夫で困難を抱えている町民へ寄り添うことが必要であります。町の国民健康保険制度の課題を問います。

(1) 他市町に見られる国保税の低所得者世帯の減免制度を導入し、前年中の総所得が 300 万円以下で就学援助を受けている場合は保険税を軽減し、納めやすい保険税にしていくことが必要ではありませんか。

(2) 国保税の収入減による減免制度を少しでも充実させるために、阿久比町、武豊町、美浜町に倣い、前年総所得 300 万円以下の基準を 310 万円以下に変更し、少しでも加入者が納入しやすい条件拡大ができないでしょうか。

(3) 昨年生まれた赤ちゃんは 40 人であります。均等割負担を軽減させるためにも、町として、大府市のように子ども・子育て応援基金の創設等を工夫して、均等割軽減措置の財源確保は必要ではありませんでしょうか。

再質問については、自席でやらせていただきます。以上で壇上での一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－1 につきまして答弁させていただきます。

令和 6 年 3 月議会で答弁しましたとおり、小・中学校の体育館へのエアコン設置計画は現時点ではありませんが、災害発生時の地域の避難所として利用される体育館へのエアコン設置は、今後検討していくべき問題であると認識しております。しかし、町財政が厳しい中、設置費や維持管理費を考えますと、エアコン設置は難しいのが現状でございます。また、全国的に見ましても、国の補助事業の採択要件に、断熱性の低い体育館の改修など、エアコン設置費以外に多額の経費を必要とすることや維持管理費などの予

算確保の問題により、体育館へのエアコン設置が進んでいないのが現状でございます。

そういったことから、現在、国は避難所となる学校体育館の空調設備の整備の加速化についてといたしまして、補助率の引上げや補助要件の運用の柔軟化などにより、体育館へのエアコン設置を積極的に進めていますので、今後は国の動向を注視しながら、設置の可能性について検討してまいりたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

今部長さんが説明されたとおりに、町の財政も厳しい折、すぐにやるよということとはなかなか難しいかと思います。しかし、避難所として学校の体育館が位置づけられている以上、いつ東海地震が来るとも限りませんので、やはり計画はつくるべきであろうというふうに思っております。

とりわけ国は、全国の体育館への設置率は19%だそうです。それを令和17年度までに95%に引き上げると。非常に高い目標でありますけど、しかしそれに向けて、先ほど国の補助金も出ますよということをおっしゃってございました。平成6年の11月29日の事務通知、空調設備整備臨時特例交付金を令和15年まで出しますよと、これはなかなか国の補助の率が高いものであります。なので、やはりまず町としてこれは計画を持っていくべきではないかというふうに思います。

とりわけこの特例交付金は何が優れているかということ、断熱の関係が当然問題になるわけです。体育館は風通しが非常にいいので、断熱を条件にしますよということも多く国が言うわけですが、しかし断熱のことについては後でもいいと。これは特例交付金がそうになっています。なので、やはり令和15年までにどこの学校とどこの学校とどこの学校を目指す、それぐらいの計画がやっぱりできないでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

先ほどの答弁にもありますように、避難所として利用される体育館へのエアコンの設置は今後検討していくべき問題であるとは認識しております。ただし、以前から申し上

げてきましたとおり、校舎内のエアコン設置やトイレの洋式化、照明のLED化など学校施設の改善を早急に進めなければならないのも事実でございます。そういったものも含めまして、財政の許す範囲ではございますが、総合的に計画を立てるべきかと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

これはやらなくてはならない課題だというふうに思っておりますので、ぜひとも長期的な見通しでもよろしいので、やはり計画は立てていただきたい、このように思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

GHP、ガスエンジンを使用したヒートポンプ方式の空調機器については、コンプレッサの駆動をガスにすることでエアコンの消費電力を大幅に軽減することができるとされていますが、電気式に比べ設置費用やメンテナンスを含めたランニングコストが高いとも言われています。また、大規模災害時等の非常時においては、発電機能等を備えた機器を選定する必要があります。このようなことから、学校体育館へのエアコン設置検討の際は、電気式やガス式のメリット・デメリットを踏まえて選定を行いたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

まだまだ遠い話になるかもしれませんが、しかしやはり一番役に立つエアコンを購入する必要があるというふうに思います。GHPタイプのガスのほうは、EHPタイプの電気よりも調べてみますと200万円ほど高いものになっております。しかし、災害時

の停電時の自立運転機能を持っているGHPタイプもあるそうであります。なので、やはり大体多くは、災害のときには停電が起きますので、それでもやっぱりきちっとエアコンが稼働できるというような形のタイプをやっぱり選んでいくことが、ちょっと高いかもしれないけど、そのほうがいいんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

議員のおっしゃるように、災害時の停電時に自立運転機能を持つガスヒートポンプ式のエアコンを設置することについては、メリットは大きいものとは考えておりますが、設置に当たりましては、避難所としての位置づけや設置スペースが十分あるかななどを十分検討した中で、ガスヒートポンプ方式に限定することはなく、広く比較検討し、判断していきたいと考えております。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

やっぱり今一番心配なのは、体育館を避難所にせざるを得ないと、この状況が本当に困ったものでございますけど、取りあえず今の現状は体育館が避難所であるという位置づけは変わりませんので、ぜひとも住民が安心して避難ができるという体制のエアコンを選んでいただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－3 につきまして答弁させていただきます。

小・中学校のエアコン設置工事につきましては、令和 4 年度と令和 5 年度において、廃校した小・中学校のエアコンを町内小・中学校の普通教室や特別教室へ移設工事を行いました。現在、特別教室全てにはエアコン設置ができていない状況でございます。

議員がおっしゃるように、今年度は南知多中学校においてエアコンが設置されていな

い特別教室への設置を計画しております。また、その他の小・中学校においては、現在明確なエアコンの設置計画はありませんが、来年度以降、公共施設再配置計画を踏まえ、町財政の状況を考慮しながら、学校と協議し、優先順位をつけた中でエアコン設置を計画的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

今、南知多中学校には特別教室のほうにようやくつくようになったということでございます。とりわけ音楽室や家庭科室、理科室、美術室、非常に暑くて、私も経験したことがありますけれど、本当にこれで授業ができるのかというふうな形になると思います。

それで、今学校と協議し、優先順位をつけていくということをおっしゃられました。

これは何を協議しようというふうにしておられるのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

先ほどの答弁にもありましたとおりでございます。すぐに残り全ての学校の特別教室にエアコンを設置することは財政的にも難しいため、使用頻度の高い教室、そういったのを学校と協議いたしまして、優先順位をつけた中で設置していきたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

その計画は、特別教室についてはできると思うんですけど、どのような計画を今考えているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

現在明確な計画というものはつくってございません。エアコンを設置していくに当たりまして、今現在でもそうなんですが、エアコンの寿命というものもありますので、どうしても普通教室でも故障等が起こります。そういった場合は普通教室を優先的にいきますので、申し訳ございません、明確な計画は立ててございません。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

子どもたちのために前向きに計画をつくっていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 2－1 は、私、教育部長から、2－2 は厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問 2－1 につきまして答弁させていただきます。

現在行っている学校給食無償化事業は、物価高騰対応重点施策対策事業として、国の臨時交付金により実施している事業であります。昨年の 9 月議会でも答弁しましたとおり、学校給食法において、学校給食に要する経費、食材費は保護者の負担と明記されております。また、町といたしましては、給食費の無償化は国の財政負担の下実施されるべきものと考えております。

そういった中であっても、本町においては、長年、国の経済・生活支援対策として交付金などが交付された場合は、給食費の無償化を近隣市町に比べ長期にわたり実施してまいりました。また、食材費が高騰している中、令和 7 年度においては給食費の改定をいたしました。少しでも保護者の負担軽減が図られるよう、町の負担を増やすことで保護者の負担額を令和 6 年度と同額とさせていただきました。

10 月以降も給食費の無償化を継続することにつきましては、町単独事業となりますので現時点では考えておりませんが、国が新たな経済・生活支援対策として交付金などを交付することになりましたら、積極的に検討してまいりたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○ 6 番（内田 保君）

もちろん国の、石破首相も言われたとおり、出しますよという形でやるのが一番いいというふうに私も思っておりますが、教育委員会にここで確認したいのは、学校教育法の11条が出されたときに、それに対しての通知文書が出されているんですね。それは各自治体の負担を禁止するものではないと。たしか学校教育法、1954年だったと思いますが、そのときには日本中の自治体で、予算があるまち、ないまちがありまして、そこで結局、予算があるまちでは給食費が無償になっているまちもありました、その当時でも。だけど、やっぱり順番に、子どもたちの生活改善だとか体力改善だとか、そういうことを狙って学校給食法ができたわけです。

そのときに、もともと国会の発言でも、学校給食について自治体が負担をすることを禁止するものではないと、大いにそれをやってほしいと。もちろん国の責任はあります。義務教育は無償ですからね。本来国がやるべき内容だということで、町長さんがおっしゃられるとおりですよ。しかし、なかなか国がやらない以上は、例えば東京都なんかを見ても分かるように、一定の補助、半額補助をしながら自治体がそれを自分たちでその半額を出すだとか、愛知県の場合でもそれをやればいいのに、愛知県もやらないわけですよ。

なので、そういう点での矛盾がありますけれど、しかし、そういう矛盾がある中でも、県の中で給食費の無償化を実現しようと。大府市なんかは一部中学生の無償化を実現しております。みよし市も無償化になりました。そういう点でもやっぱり努力をしていく必要が本当にあるというふうに思います。

やっぱり私は、この無償化の問題については、特に完全無償化の町、政策的な転換を、これをただ子どもたちを助けるだとか、それから健康をよくするだとかという形じゃなくて、既に以前に町長がやられた18歳までは医療費無料、その町だ。じゃあ給食費も無料ですよ。町のアピール政策として、やっぱりこれを大きく位置づけて、いわゆるふるさと納税だとか、それから15億円の基金があるわけですので、それを一定程度投入すると。物価が上がっていますので、今後も交付金等が、恐らくまた来るとは思いますけれど、そういう政策的な町の位置づけ、無償化の町、こういう形でやっぱり位置づけるこ

とはできないのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

内田議員おっしゃるとおり、愛知県下においても、豊田市、みよし市だとか、財政力の豊かなところ、または豊根村みたいに人口が少ないようなところ、そういったところは完全の無償化を実施しております。ただし、先ほども申し上げましたとおり、本町においてはやはり国の責任において行うべきものなんだろうという考えでありますので、給食費無償化に基金やふるさと納税があるからという理由をもって、積極的にそういったものを活用していくことは現時点では考えておりません。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ここは本当に議論の分かれるところであります。やはり政策的に位置づけて、若い人に来ていただいて、医療費も無料、給食費も無料の町ですよ。確かに働く場所がちょっとないけれど、しかし自然は豊かだし、そういうふうな形での政策的なアピールをしていってもいいんじゃないかというふうに思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問 2－2 につきまして答弁させていただきます。

引き続き、物価高騰の状況並びに国・県の補助動向を注視してまいります。第 2 子からの保育所の副食費無償化における保育所同時入所という前提条件をなくす予定は現在のところありません。しかしながら、先ほどの答弁と同様に、国が新たな経済・生活支援対策として交付金等を交付することになりましたら、積極的に検討してまいりたいと考えております。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ちょっとお聞きします。

同時入所保育の事例、この間の、令和4年度、令和5年度、令和6年度、一体何人あったのかということを教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（伊藤尊人君）

ただいまの質問に答弁させていただきます。

第2子以降、同時入所副食費無償化の実績人数でございますが、令和4年度53人、令和5年度39人、令和6年度40人でした。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

大変たくさん子どもたちが恩恵にあずかっているというようなことで、非常に優れた制度だというふうに思います。さらに一步前進をやはりさせていただきたい、これを願って次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3－1につきまして答弁させていただきます。

知多5市5町の状況については、愛知自治体キャラバンの資料によりますと、大府市以外は生活保護基準の1.3倍となっております。準要保護者の認定基準については、市町村が規定するとなっておりますが、現在の基準については、他の市町に比べても低いものではありませんので、現時点では変更することは考えておりません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

確かに言われるとおりです。なかなか1.35まで上げているところは、日進市ぐらいですかね。今知多半島の中でも一番優れているのは大府市が1.5です。あとの市町村は1.3で横並びになっております。様々なこの物価高の中で、最近は何か子どもが両親を殺したりだとか、そういう不幸な事態が起きておりますけれど、子どもたちの貧困、そして家庭の貧困、この問題をやっぱり考えていく上では、救えるべきところは救ってやりたいと、救っていくべきだというふうに思いますので、ぜひとも、南知多町が率先してやるということはなかなか難しいかもしれませんが、検討していただきたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3－2につきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、就学援助費の国の基準では、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、アルバム代等、卒業記念品を援助対象としておりますが、支給項目については各自治体により定めることとなっております。現在本町においては支給対象外としておりますが、学びや子育ての充実の観点から必要なものと考えますので、支給項目の見直しを検討してまいりたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的に支給項目の検討を、見直していただけるということで、まずその中で何が優先的に必要だろうかということで、南知多中学校の令和6年度の具体的な生徒会費、PTA会費、アルバム代はそれぞれ幾らだったのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

南知多中学校の令和6年度の生徒会費は300円、PTA会費は3,600円、卒業アルバム

代は4,542円です。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

実際には、認定されている子どもたちの数が一定程度、それぞれ個々ばらばらでございますけれど、内海小学校も私調べてみました。児童会費はゼロ円、PTA会費は、やはり3,600円ですね。アルバムは非常に高く1万3,120円だそうです。なので、こういう状況の中で全部が全部補助していくという、認定していくことはなかなか難しいと思いますけれど、2分の1は町が出さなくちゃいけませんので。まずは6年生や中学校3年生のアルバムぐらいは出してあげてもいいんじゃないかというふうに私は個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

先ほどの部長の答弁にもありましたとおり、今後支給項目の見直しを検討していく中で、今一番高いと言われるものについてまた検討していきたいと考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3－3につきまして答弁させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、大府市のホームページの内容については分かりやすいレイアウトになっており、今後参考にしていきたいと考えております。本町においては、毎

年9月初旬に学校を通して、全ての保護者へ就学援助制度のお知らせとして文書を配付し、周知しております。就学援助制度については、保護者からの年度途中での相談や転入した児童・生徒などにおいても学校と連携し案内をしておりますので、今後も該当する可能性のある方への周知に努めてまいります。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

就学援助制度については、一つの表になっておりまして、大府なんかは。例えば学校給食費は実費負担ですと。それから学用品費は年額で小学校は1万1,630円、中学校は2万2,730円。それから通学用品については2,270円、2,270円。それから新入学の学用品については5万7,060円、6万3,000円。それから対象の新入学学用品費については、一定程度含めた額。校外活動費については1,600円と、中学校は2,310円と。具体的な額を示した表が載っているんですよ。

南知多町のホームページには、就学援助という費目は書いてあるんですけど、その具体的な中身がどうなっているかということとは分かりません。就学援助のやっぱり中身をしっかり知っていただくためにも、項目の表とどんな条件なら認定されるのかという具体的な数字と年度途中申請ができるということをホームページに必ず入れてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

支援内容につきましては、例えば就学援助の費目と支給額の表、認定条件につきましては、例えば世帯人数に対する所得基準の目安というものを作成していきたいと思っております。また、申請につきましては、年度途中でも随時受付を行っている旨を記載する予定をしております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

本当に分かりやすいようなホームページにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問４－１につきまして答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、加齢性難聴が日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落としかねない要因となることや認知機能にも影響をもたらす可能性があることと承知しております。また、補聴器の利用につきましては、生活の質の向上、認知機能の低下を予防するなど、有効な手段であると考えております。加齢性難聴者への補聴器補助制度の創設につきましては、コミュニケーションの確保や積極的な社会参加を支援するため、実施に向け検討してまいります。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○６番（内田 保君）

積極的な回答をありがとうございます。

それで少しお聞きします。

自治体キャラバンの資料によりますと、設楽町、東海市は５万円の補助、そして他市町では大体２万円から３万円の補助が多いというふうになっております。町としてはどの程度の補助を想定しているのか、今お答えできる範囲でお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

加齢性難聴者の補聴器補助制度につきましては、今後創設に向けて検討していく案件でございますので、補助金額や補助率につきましても、今後実施している市町を参考に検討してまいります。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

よろしくお願いいたします。

では、次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、御質問4－2につきまして答弁させていただきます。

令和6年4月の介護報酬改定では、訪問介護の基本報酬は削減されましたが、介護職員等処遇改善加算などの要件の見直しにより、介護事業者を後押しする内容を含む改定であったと認識しております。本町では、令和6年11月に町内介護事業者に向けて、ヘルパーを含む介護人材不足に関する現状把握と今後の対策を目的としたアンケートを実施しております。そのアンケート結果では、ヘルパーだけではなく、介護支援専門員、ケアマネジャー、介護福祉士など、事業所により職種は様々ですが、どの事業所も人材確保に苦慮していると回答をされておりました。

町のサポートといたしましては、町内介護事業者に向けて、人材確保のための訪問介護業務従事者確保等補助制度を平成30年度から継続して実施しております。この補助制度の直近3か年の実績は、合計で11人分の補助を行っております。また、今年度、新たな取組として、介護支援専門員、ケアマネジャーの新規就職支援制度や介護事業所で働く外国人技能実習生の表彰制度などを創設し、人材確保を支援していく予定であります。

今後も、人材確保やサービスの質が低下しないよう、町内介護事業所と共に対策を検討してまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

私たち議員も、あい寿の丘に視察に行ったときに、非常に労働者が足りないと、外国人労働者に頼らざるを得ないという実態がよく分かっております。介護の労働者の確保は全国的にも喫緊の課題です。町の応援も、いろんな施策をやっているということをお聞きしております。

それで、ちょっと今1つ気になったのは、新規就職支援制度や介護事業所で働く外国人実習生等の表彰制度などを創設するというふうな言い方をされたわけですが、この表彰制度は、いわゆる町が応援する今後の取組で差別的な問題が生じないかが心配です。なので、公平性があるものにするために、どのような工夫というか留意点を持っているのかということをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

表彰制度につきましては、現在、介護事業所と共に表彰の基準や事業所からの推薦基準などを明記する要綱を作成中でございます。この要綱が完成次第、事業所を通じまして、外国人実習生にも制度の内容を周知してまいりますので、外国人技能実習生間の不公平感が生じないと思います。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

学校教育の大きな問題は、いわゆる管理教育です、競争と管理。これが一つの子どもたちを疲弊させているという状況があります。それで、労働者間も表彰だとか評価制度があるわけですが、とりわけ外国人労働者が来たときに、なぜ私は表彰されないんだというような声が上がってはいけないんだなというふうに私は思いますので、できれば全員表彰してあげて、しっかりとこの職場で、働いてくださいねということができるような、表彰の仕方というのがいいんじゃないかと思います。ごく一部の人だけを取り出して、よく頑張ったねと、あとの者たちはみんな下を向くというような表彰制度というのは、やっぱり競争と管理はやめたほうがいいと思うんですね。今後それが検討されるというふうなことから、ぜひともそこら辺のことを気をつけていただいて導入していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問 5－1 について答弁をさせていただきます。

国民健康保険税は、前年所得に基づいて課税計算され、所得の少ない方につきましては、7割・5割・2割の法定軽減措置が適用をされます。御質問にある国民健康保険加入世帯で所得が300万円以下の就学援助を受けている世帯は25世帯であり、そのうち法定軽減に該当する世帯は23世帯であります。

本町においては、愛知県に納める事業費の納付金の基礎となる1人当たりの所得が県内で高い水準にあることや医療給付費増加の影響を受け、1人当たりの事業費納付金が増加傾向にあります。このような状況を踏まえ、新たに就学援助を要件とする減免制度の導入は現時点では考えておりません。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

先ほども私が言いましたように、やっぱり貧困の格差が急速に、アメリカも含めて日本も進んでいるという状況の中で、どうやって子どもたちを救うのかと、また家庭を救うのかと、そういう視点がやっぱり町としては必要だと思います。とりわけ物価高騰の時代です。町の調べでも2世帯が法定軽減の対象外となっていると。就学援助の世帯を1世帯でも応援することにはやっぱり意味があるんじゃないでしょうか。国民健康保険の基金は8,469万円です。これを有効に使えば、一定程度の援助はその家庭に対してもできるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（相川和英君）

物価高騰が続く中、就学援助を受ける世帯をはじめ、生活に困難を抱えている方々への支援の重要性については、町としても認識しております。一方で、国民健康保険制度における保険税は、加入者全体の医療費を公平に支え合う仕組みであり、既に国の法定軽減措置により所得に応じた減免が講じられておりますので、一定の支援がなされていると考えております。

議員御提案の基金を活用した町独自の減免制度の導入につきましては、その目的の妥当性や制度の持続可能性、さらには他の社会保障施策との整合性など、慎重な検討が必

要であると考えております。また、限られた財源をいかに有効に活用していくかという観点からも、先ほどの答弁のとおり、新たに就学援助を要件とする減免制度の導入は現時点では考えておりません。引き続き国の制度動向や町内の生活実態を注視しながら、町民の皆様の生活を支えるために、より効果的かつ公平な施策の検討に努めてまいります。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○ 6 番（内田 保君）

自治体キャラバン資料によれば、ここら辺の知多半島ではなかなか低所得者世帯の減免制度の実施状況というのはあんまりないんですよね。制度はつくられておりません。しかし、例えば半田市です。非自発的な辞職というのは要するに解雇ですね。こういうふうな廃業等などの所得が著しく減少した場合については、これは救いますよという制度がつけられております。

それから、7割・5割・2割の基本的な軽減者がいるわけですが、その軽減者に対しても5%引きますよと、もっと。というふうな非常に低所得者に対しての優れた温かい配慮がされている、そういう市町も結構たくさんあるんですよ、これ。7割・5割・2割世帯にさらに減免をと。

それからほかにも、生活保護基準に基づく収入減と同額か、それ以下の低所得者世帯というような、基準が豊田市なんかであるわけですけど、だから実際にいろいろな基準として、私が今出したのは、結局生活保護を受けながら、子どももその対象になっている家庭については、国民健康保険というのは非常に大変な状況があると思いますので、そこら辺でやっぱりぜひとも対象に加えていただけるとありがたいなというふうに思います。

ちなみに、私は決算資料で所得階層別の滞納世帯一覧というのを出示していただきました。南知多町の滞納の状況はどうなっているかということですね。約ゼロから50万円以下の家庭というのは、令和5年度で2,002世帯あるそうです。その中の滞納世帯は73世帯で3.6%、50万円超から100万円以下は392世帯で、10の世帯が滞納世帯2.6%、100万円超から150万円以下の世帯は389世帯で、21世帯で5.4%の滞納をしているそうです。それから、150万円から200万円は286世帯で、11世帯3.8%、200万円超から300万円以下、

この379世帯で13世帯で3.4%。

ここの300万円以下、ここまでを切ってみると約18.8%、非常に南知多町については、一方でたくさんもうける漁師さんたちも見えるけれど、しかし貧困にあえいでいる家庭もいっぱいあると。この実態がよく分かります。なので、やはりこういうふうな世帯に対して、一定程度の国民健康保険の軽減措置をやっていくことはとても大事なことでないかというふうに思うんです。

なので、9月に決算資料が出てくるとは思いますけど、いわゆる決算になったときに処理できなかったと、滞納が、そういうものがいっぱい出てくるわけですが、できるだけたくさんの人たちにきちっと納税していただくと、国民健康保険の税金を納税していただくと。そのための条件としても全体としては下げてあげると。そうすると納税率が上がったというほかの市町ではあったようですので、そこら辺の施策もやっぱり総合的に考えていただきたいなと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問5－2について答弁をさせていただきます。

令和6年度の国民健康保険加入世帯について、世帯の前年中の合計所得金額が300万円から310万円の範囲にある世帯は23世帯あります。仮にこの全ての世帯の所得が令和6年度と比べて2分の1以下となり、減免を満額適用した場合、国民健康保険税収は約330万円の減額となります。減免制度の充実は必要とは考えますが、先ほどの答弁にもありますように、愛知県に納める1人当たりの事業費納付金が増加傾向にあることから、国民健康保険税の減免を拡大することは現時点では考えておりません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

この問題は、先ほどの議論ともかみ合うものでございますが、今実際に出していただいて23世帯あると。それが330万円の対象になりますよということで、やっぱりこの減額がどうしても今の消費税の減額の問題とも、国のほうとも関わるわけですが、財源を

どこから持ってくるんだと、そういうようなことの話になりますよね。やはり8,469万円の国民健康保険の基金を使って、子どもを含めた低所得者世帯の実態をやっぱり救っていくと。10万円上げるだけで23世帯が増えるということになるわけですので、これは減免の対象の枠の問題でありますけど、ぜひとも検討していただきたいと、こういうふうに思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、御質問5－3について答弁をさせていただきます。

国の制度による未就学児に対しての均等割額を5割減額する措置を講じておりますが、これ以外の均等割軽減を拡大する考えはないため、軽減のための財源確保については今のところ考えておりません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これも大事な論点で、ずっと私も提案しているわけですけど、均等割の財源として、今国はどうしても一般財源を削れと、入れるじゃないと。そういう強い指導で県統一の保険料にしていくんだというふうな形でのある面では脅しをかけております。やはりそこに上手に工夫しているのが大府市です。大府市は、子ども応援、創設の基金をつくって、そして一般財源からその基金に入れておるわけですが、しかし形式的には違う財源だという形で応援していると。

南知多町も約3,200万円の一般会計からの財源を入れざるを得ません。今年も一般会計から法定外繰入れを国民健康保険を助けるために入れております。これは本当に町長の決断でありがたいことです。いろんなペナルティーがありますけれど、町民の国保税の額を上げないためにも、今の南知多町の姿勢は続けられるべき内容だというふうに私は思います。

特に、その中でも均等割は、赤ちゃんが生まれれば約5万円、半分ですけど、今国から応援が来ておりますので、約2万7,000円ぐらいですか、2万7,000円か2万8,000円

ぐらいの均等割を払わなきゃいけないというふうな状況というのは、これはほかの保険ではあり得ないことなんです。いわゆる協会けんぽの保険ではあり得ません。

4月に決まれば、その額を納めることで、生まれたばかりの赤ちゃんからお金を取るよなんていうようなことはあり得ないんですよ。それは国民健康保険では均等割ということの条項がありまして、やっぱりそれはおかしいんじゃないかというふうにちょっと思うんですね。それについて町はどのように評価しておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（相川和英君）

国民健康保険制度には扶養という仕組みはなく、全ての加入者がそれぞれ被保険者となります。そのため、生まれたばかりの赤ちゃんであっても被保険者として扱われ、被保険者全員が保険税算定対象となる均等割額が発生します。一方で、被保険者制度においては、一定の条件を満たす家族を被扶養者として保険料負担なしで加入させることができ、この点において制度的な違いがあります。

このような制度間の差異は、子育て世帯にとって負担感を生じさせていることから、未就学児に係る均等割額の軽減制度、産前産後期間の国民健康保険税の減額制度が設けられています。今後も制度改正の動向を注視しつつ、住民の皆様にとって公平な国民保険制度の運用に努めてまいります。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

国の均等割の制度については、ぜひとも財源確保は何らかの形でやって、町長は即には県統一にすればいいんだというような考え方も持っておられるわけですが、確かに県統一にしていけば多少は下がるかもしれない。だけど、やっぱりこの均等割という仕組みそのものは制度を大きく変えていかない限り変わらないわけですね。どっちみち赤ちゃんが生まれたら取る、また赤ちゃんが生まれたら取ると。2人生まれたら、大体5万円ぐらいですかね、5万円ぐらいは余分に払わなきゃいけないような仕組みの国民健康保険というのは本当にひどい話です。これは、知事会や、それから市長会、全国の、国のお金を約1兆円入れれば平等割も均等割も解決できるんだと言っております。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 11時41分 〕

